

宮崎県警察の鑑識技能検定に関する訓令

平成26年3月28日

本部訓令第19号

この訓令は、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第2号）に基づき、宮崎県警察の鑑識技能検定の実施に係る必要な事項を定めるとともに、犯罪鑑識の知識及び技能の向上及び普及の徹底を図り、犯罪捜査能力の向上に資することを目的とし定めたもの

主な内容として

- 技能検定の種別
- 技能検定の実施責任者及び実施担当者の指定
- 技能検定の受験資格
- 技能検定の合格基準

などの項目からなっている。